

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

【処方元】第2回電子処方箋等検討WG 「各機能拡充の状況」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

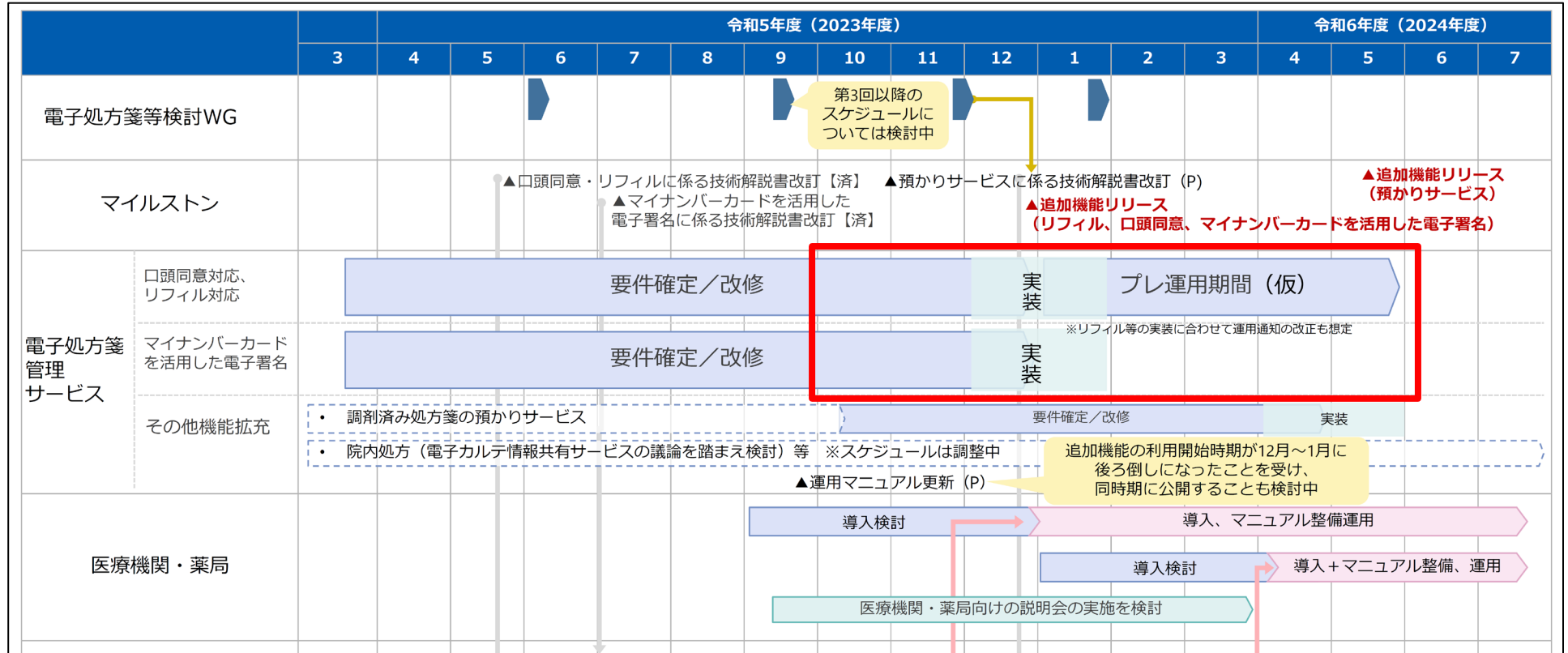
参考資料：2023年9月27日 第2回 電子処方箋等検討ワーキンググループ 提出資料
2023年6月8日 第1回 電子処方箋等検討ワーキンググループ 提出資料

資料No.20231019-2010(7)-1

本資料は、2023年9月27日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 電子処方箋の下記の追加機能について開始予定が2023年10月から2023年12月以降に延期されました
 - ・リフィル処方箋への対応
 - ・口頭同意による重複投薬等チェックの機能改善
 - ・マイナンバーカードを活用した電子署名に係る対応
- 2024年3月以降に追加される予定の機能として、以下の内容についても検討されています
 - ・医療扶助への対応や院内処方といった他の医療DX取組事項と連携した機能拡充 等

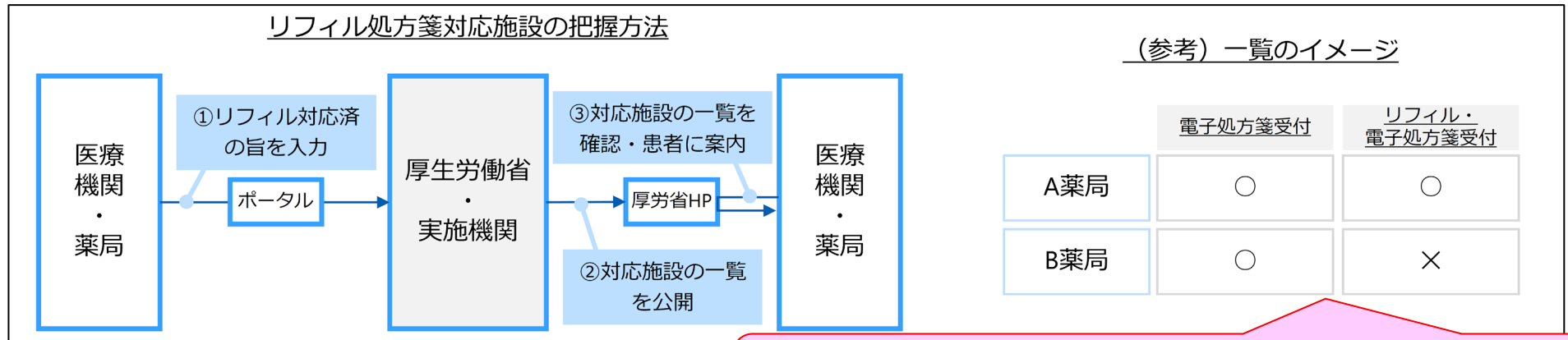
- 2023年10月から開始予定であった「リフィル処方箋対応」「口頭同意による重複投薬等チェック」「マイナンバーカードを活用した電子署名」の開始は、システム改修が間に合わないことから2023年12月以降に延期されます
- 実装開始の延期と診療報酬改定の後ろ倒しを踏まえてリフィル処方箋等のプレ運用期間も3月末までから5月末までに変更されました



（参考）2023年9月27日の電子処方箋等検討WG資料を基に日医工（株）が抜粋し、加工

(2023年12月以降開始予定、2024年5月末までプレ運用期間)

- リフィル処方箋としての電子処方箋の発行を希望する患者は、あらかじめリフィル処方箋としての電子処方箋の受付に対応している薬局を把握しておく必要があります
- 現行の運用では、以下の方法で患者が電子処方箋受付に対応する施設を把握できますが、利便性・正確性の観点からより良い方法がないかは引き続き検討されます
 - ・ 厚労省HPで対応施設として公表し、患者自身が確認する
 - ・ 施設側が厚労省HPで対応施設として公表されていることを確認して患者に周知する方法
 - ・ 厚労省HPで公表された一覧を、お薬手帳アプリベンダ等が自社アプリ等に反映し、患者自身がアプリ上で把握する方法



(参考) 2023年9月27日の電子処方箋等検討WG資料を基に日医工（株）が抜粋し、加工

MPSコメント

・この例の場合、A薬局ではリフィル処方箋としての電子処方箋に対応できますが、B薬局では対応できないため、患者はA薬局で調剤を受ける必要があります



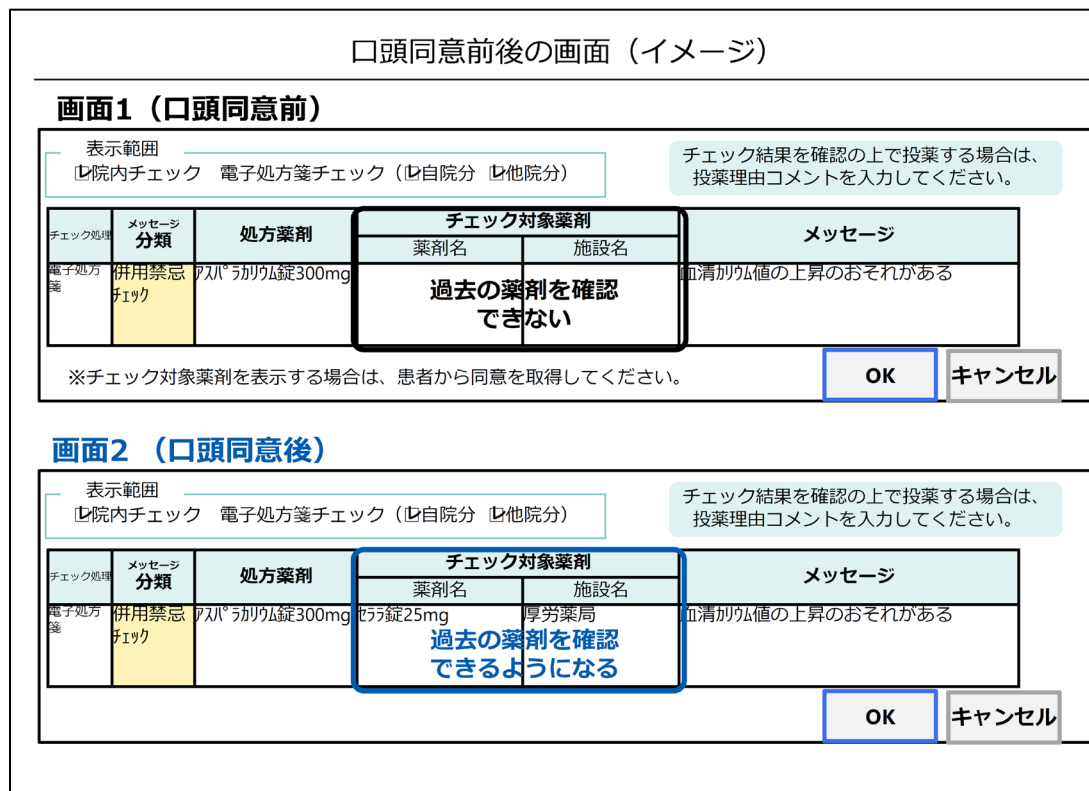
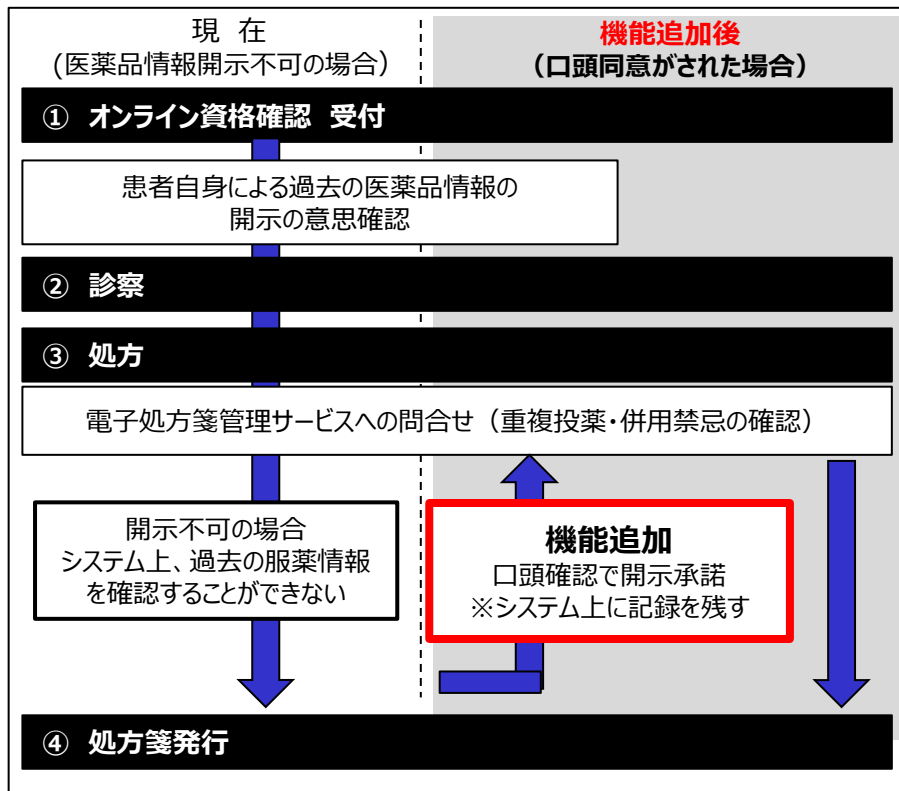
構成員

- (保険者) ● 利用者の利便性を高めていくことが第一でアプリなどで確認できれば非常に便利である
 - アプリ等のデジタルな対応だけでなく、対応施設でポスターやステッカーなどの活用も考えてよいのではないか
- (薬剤師) ● 電子処方箋やリフィル処方箋への理解が進んでいない中で患者が判断するのは難しいのではないか
- (システム) ● 患者だけではなく処方医も対応可能な薬局を把握しておく必要がある

本資料は、2023年9月27日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

(2023年12月以降開始予定、2024年5月末までプレ運用期間)

- 現在の運用では、マイナンバーカードによるオンライン資格確認受付時に医薬品情報開示の同意がなければ薬剤情報の閲覧ができませんが、機能追加により診察時の重複投薬等チェック後の口頭同意でも薬剤情報が閲覧できるようになります



(参考) 2023年9月27日の電子処方箋等検討WG資料を基に日医工 (株) が抜粋

MPSコメント

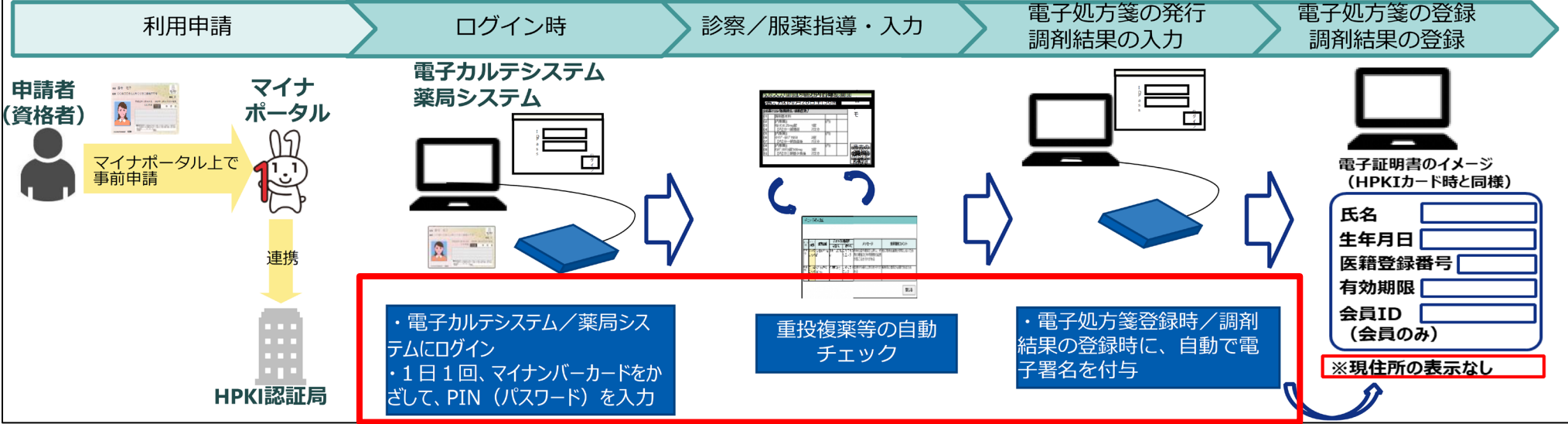
- ・保険証による受診の場合でも過去の薬剤情報が閲覧できるようになり、電子処方箋のメリットである適正な薬物治療がより進むと考えられます
- ・構成員からは機能追加に前向きな意見が出ている一方で、医師の圧力で患者が口頭同意を認めてしまう場合があるのではないかと意見も出されています

本資料は、2023年9月27日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

マイナンバーカードを活用した電子署名 (2023年12月以降開始予定、プレ運用期間なし)

- HPKIカードの発行が遅れている状況を踏まえて導入予定の「マイナンバーカードによる電子署名」機能も「リフィル処方箋」や「口頭同意」と同じタイミングでの開始が予定されています
- マイナンバーカードを活用した電子署名機能が稼働した後は、認証局の判断によりHPKIカードの発行可否を決められるようになり、カード不足の対応やコスト削減が可能となります
- HPKI申請からカードレス発行までにかかる時間の短縮が見込まれ、医療機関での人事異動等で急遽電子処方箋対応が必要となった場合の対応などでの対応が円滑化されることも期待されています

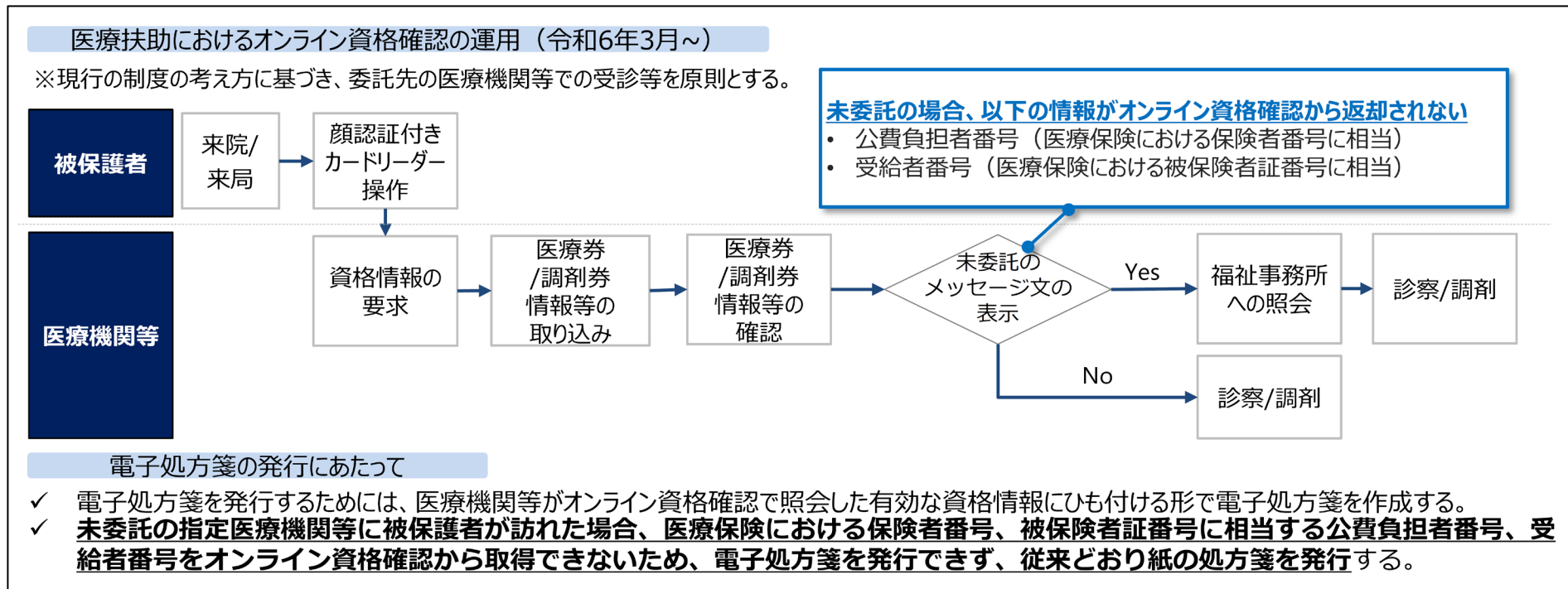
<医療現場・薬局における運用フロー（イメージ）>



(参考) 2023年9月27日の電子処方箋等検討WG資料を基に日医工(株)が抜粋し、加工

本資料は、2023年9月27日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 2024年3月から生活保護の医療扶助についてのオンライン資格確認が開始予定であり、電子処方箋も発行できるよう対応が行われています



（参考）2023年9月27日の電子処方箋等検討WG資料を基に日医工（株）が抜粋

○院内処方情報連携機能について、院内で使用される薬剤の対象範囲が検討されています

院内処方で交付する薬剤の用途	
※①一般名コード、②レセプト電算コード、③YJコードのいずれかで管理される薬剤	
1. 外来患者への医薬品使用	例) 院外処方箋の交付、院内処方による薬剤の交付 等
2. 入院患者への医薬品使用	例) 入院時に持参薬の使用、院内処方による薬剤の交付 等
3. 手術・麻酔部門	例) 術中や術後合併症の予防薬の使用 等
4. 救急部門・集中治療室	例) 院内処方による薬剤の交付、急性中毒による解毒薬の使用 等
5. 臨床検査部門・画像診断部門	例) 検査時の注射・内服造影剤の使用 等
6. 外来化学療法部門	例) 院内処方による薬剤の交付、注射抗がん剤の使用
7. 歯科領域	例) 院内処方による薬剤の交付、局所麻酔薬の使用 等

電子処方箋の重複投薬等チェック機能や薬剤情報の閲覧機能を踏まえ、左記の7つの用途から院内処方の対象薬剤を検討する
⇒検討案については次ページに記載

（参考）2023年9月27日の電子処方箋等検討WG資料を基に日医工（株）が抜粋

○院内処方情報連携機能について、院内で使用される薬剤の対象範囲が検討されています

1. 外来患者への医薬品使用	2. 入院患者への医薬品使用	3. 手術・麻酔部門	4. 救急部門・集中治療室
5. 臨床検査部門・画像診断部門	6. 外来化学療法部門	7. 歯科領域	

電子処方箋管理サービスで管理する院内処方の対象薬剤の考え方				
		医療業務に活用できる薬剤として十分か	医療業務に活用するにあたり、業務上の懸念はないか	(参考) システム面 ※今後要精査
案①	①一般名コード、②レセプト電算コード、③YJコードのいずれかで管理される薬剤のうち、 院内処方で使用される薬剤全てを登録必須とする。 （前ページ1～7全て）	以下の場面で使用された薬剤を閲覧や重複投薬等チェックの対象にすることができる。 （外来、入院・転院、救急・災害時、調剤・服薬指導）	閲覧範囲は拡大するが、薬物治療を目的としない薬剤等（検査薬等）も大量に共有されるため、確認業務が煩雑になる。	・ 情報量が多くレスポンスにも時間がかかる可能性がある。
案②	薬物治療を目的として使用する薬剤（手術や検査等に使用する薬剤を除く）のみを登録必須とする。 （それ以外は任意） （※表現の明確化や、任意の範囲の登録推奨方法等については引き続き検討）	以下の場面で使用された薬剤を閲覧や重複投薬等チェックの対象にすることができる。 （外来、入院・転院、救急・災害時、調剤・服薬指導）	薬物治療を目的として使用する薬剤が対象であり、確認業務はそれほど負担にならない。（溶剤として使用される生理食塩水等も共有するかどうかは要検討。）	・ レスポンスについては、案①よりも短くなる可能性がある。
案③	外来患者に対する院内処方のみ登録必須とする。 （それ以外は任意）	以下の場面で使用された薬剤を閲覧や重複投薬等チェックの対象にすることができる。 （外来、救急・災害時、調剤・服薬指導）※入院・転院で交付された薬剤は含まれない	薬物治療を目的として使用される外来処方の薬剤のみが共有されるため、確認業務は負担になりづらいと想定される。	・ 現行と同程度と想定される。

(注：電子カルテ情報共有の議論の中では、診療情報提供書等（3文書）の中で個々に記載される情報を6情報として共有する議論がなされていた。そのため、診療情報提供書等に記載される薬剤については情報登録いただくことが適当と考えられる。)

27

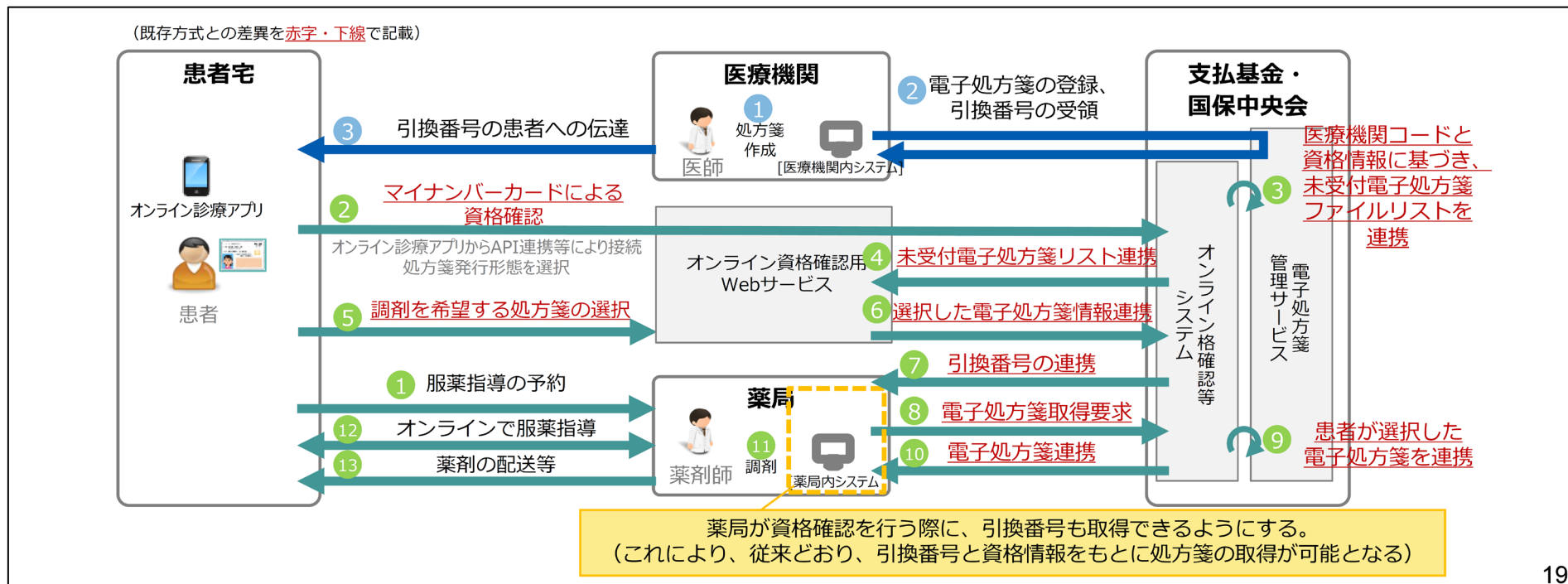
(参考) 2023年9月27日の電子処方箋等検討WG資料を基に日医工（株）が抜粋



構成員

- (薬局薬剤師) ● 外来化学療法でどのような薬剤が投与されてきたかをリアルタイムで把握できることは非常に重要で、1番と6番はぜひ反映していただきたい
- (医師) ● 共有の目的は医師が診察時に処方薬剤を判断する際の参考にすることであり、薬物治療を目的として使用する薬剤を対象とするのが適当である
- (病院薬剤師) ● 外来患者が受けた薬物治療の内容は共有されるべき
 - 入院時の情報と退院時の情報共有をどのようにしていくかは引き続き議論が必要

- 2024年4月からオンライン診療や訪問診療でもマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認ができる仕組みとしてオンライン資格確認用Webサービスが運用開始される予定であり、オンライン診療・訪問診療でも過去の薬剤情報を閲覧した上での電子処方箋発行ができるようになる予定です



(参考) 2023年9月27日の電子処方箋等検討WG資料を基に日医工(株)が抜粋

MPSコメント

・医療DXの流れは今後も注力して進められていく中で、可能な範囲で早めに準備されることが重要と考えられます



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>





日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 ▶ メールマガジンの受信

会員特典2 ▶ 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>